

広島県告示第 548 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、  
公有水面埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を次のとおり認可した。

平成 22 年 6 月 17 日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成 22 年 6 月 10 日

2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

(2) 代表者の氏名

広島県知事 湯 崎 英 彦

3 埋立区域

(1) 位置

尾道市因島三庄町字浜畑 1516 番 10 から 1534 番 1 を経て同町字向浜 1607 番 66 に至  
る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点とを結んだ線により囲まれた  
区域。

①の地点	尾道市因島三庄町字大迫 929 番地の国土地理院三等三角点「向 崎」（北緯 34 度 17 分 35 秒 1689, 東経 133 度 12 分 04 秒 9101, 標高 123.70m）から	307 度 39 分 29 秒	830.02m の地点
②の地点	①の地点から	144 度 54 分 09 秒	21.35m の地点
③の地点	②の地点から	38 度 36 分 33 秒	1.60m の地点
④の地点	③の地点から	127 度 28 分 07 秒	0.80m の地点
⑤の地点	④の地点から	218 度 45 分 02 秒	0.49m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	128 度 06 分 36 秒	2.52m の地点
⑦の地点	⑥の地点から	37 度 39 分 50 秒	0.48m の地点
⑧の地点	⑦の地点から	129 度 56 分 02 秒	0.80m の地点
⑨の地点	⑧の地点から	218 度 10 分 58 秒	1.63m の地点
⑩の地点	⑨の地点から	128 度 12 分 02 秒	5.20m の地点
⑪の地点	⑩の地点から	191 度 53 分 56 秒	1.15m の地点
⑫の地点	⑪の地点から	128 度 23 分 02 秒	2.04m の地点
⑬の地点	⑫の地点から	160 度 05 分 26 秒	11.09m の地点

⑭の地点	⑬の地点から	161 度 01 分 24 秒	0.54m の地点
⑮の地点	⑭の地点から	161 度 04 分 07 秒	29.53m の地点
⑯の地点	⑮の地点から	167 度 20 分 22 秒	0.28m の地点
⑰の地点	⑯の地点から	188 度 06 分 25 秒	5.61m の地点
⑱の地点	⑰の地点から	183 度 15 分 02 秒	5.03m の地点
⑲の地点	⑱の地点から	337 度 47 分 52 秒	10.54m の地点
⑳の地点	⑲の地点から	327 度 53 分 51 秒	25.45m の地点
㉑の地点	㉑の地点から	327 度 28 分 33 秒	17.14m の地点
㉒の地点	㉒の地点から	327 度 28 分 09 秒	32.72m の地点
㉓の地点	㉓の地点から	55 度 38 分 41 秒	5.97m の地点
㉔の地点	㉔の地点から	61 度 35 分 33 秒	3.09m の地点
㉕の地点	㉕の地点から	61 度 33 分 25 秒	0.08m の地点
㉖の地点	㉖の地点から	61 度 36 分 30 秒	0.94m の地点

(3) 面積

828.81 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 20 年 11 月 6 日 広島県告示第 903 号

(平成 20 年 10 月 29 日付け指令港管第 140 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

尾道市